成年後見制度のしくみ

①親族などが本人のために申立

家庭裁判所

②
調査
鑑定
審問

③成年後見人を選任・登記

選任

成年後見人

登記

役所・銀行など

④登記事項証明書をもって
本人の代理など本人のため
後見活動をする

東京法務局

※成年後見登記に関する証明書については、住所・本籍にかかわらず、全国の法務局・地方法務局の本局戸籍課窓口で申請できます。

後見・保佐・補助の３つのタイプ

判断能力が十分

判断能力が不十分

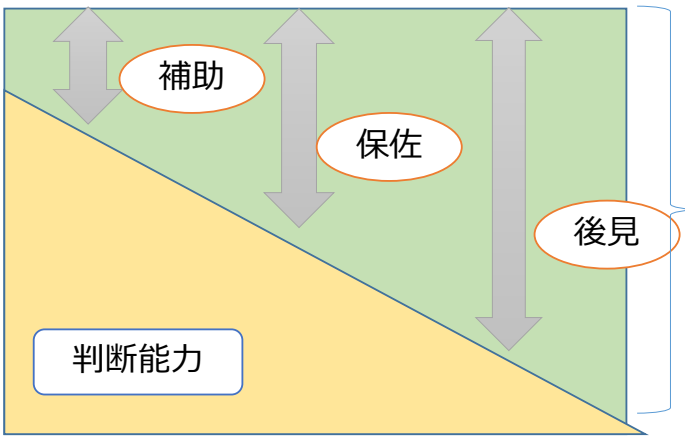

判断能力の足りない部分を援助者をつけて支援する

程度	類型（タイプ）	援助者	援助される人
重度の人	後見	成年後見人	成年被後見人
中度の人	保佐	保佐人	被保佐人
軽度の人	補助	補助人	被補助人

※類型の決定は、あくまで裁判所の審判によります。

成年後見制度利用者数

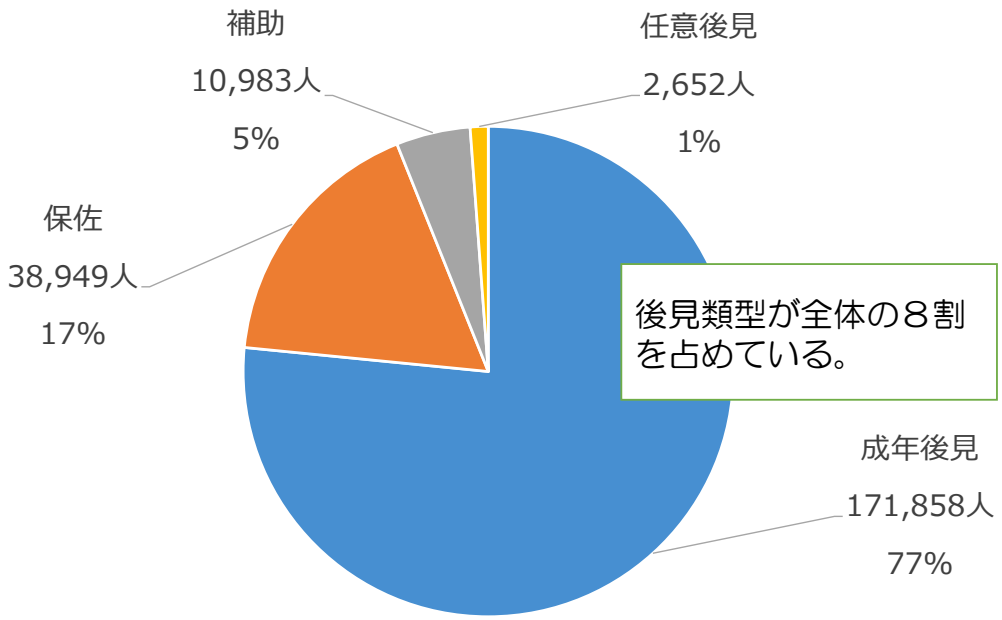

後見類型が全体の８割を占めている。

出所：成年後見関係事件の概況（平成３１年１月～令和元年１２月）最高裁判所

与えられる権限等の違い

類型	後見	保佐	補助
対象となる方	事理弁識能力を欠く常況にある人	事理弁識能力が著しく不十分な人	事理弁識能力が著しく不十分な人
援助者の呼び方	成年後見人	保佐人	補助人
同意が必要な行為	－	民法１３条１項所定の行為	申立ての範囲内で家裁が審判で定める特定の法律行為（左の一部）
取消しが可能な行為	日常生活に関する行為以外の行為	上と同じ	上と同じ
代理権の範囲	財産に関するすべての法律行為	申立ての範囲内で家裁が審判で定める特定の法律行為	保佐と同じ

成年後見人の仕事

生活・療養看護

① 本人の介護契約・施設入所契約・医療契約など、本人の身の上に関わる契約締結等の法律行為を本人に代わって行います。
② 本人の生活のために必要な費用を、本人の財産から計画的に支出します。

財産管理

① 本人の財産に損害を与えないように、安全な方法で管理します。
② 遺産分割や賃貸借契約など、本人の財産に関する法律行為を本人に代わって行います。
③ 本人の財産に損害を及ぼすような売買契約など、本人が行った法律行為を取り消すことができます。

出典：鳥取家庭裁判所のリーフレット「成年後見人の仕事と責任について」

成年後見人等ができない行為

①事実行為

- 食事や排泄等の介助、清掃、送迎、病院等への付き添いなどの行為。

②身元保証人・身元引受人・入院保証人等になること

③医療行為への同意

- 現行法上、本人以外は誰もできない。

④一身専属的な権利の代理行為

- 結婚、離婚、養子縁組、離縁など。

申立ての流れ

準備
- 名古屋家裁で説明を受ける（要予約）
- 親族で相談をする

→

書類作成
- 診断書をとる
- 添付書類を集める
- 申立書を書く

→

受理面談
- 名古屋家裁で受理面接（要予約）
- 必要であれば精神鑑定

→

審判
- 審判書
- ↓
- 確定
- ↓
- 登記

1か月ぐらい　　1～2か月ぐらい

※場合によってもさらに時間がかかる

申立てをできる人

成年後見制度は、本人の自己決定を制約する側面がある。
→　申立てできる人は限られる。

親族申立て
①本人
②配偶者
③４親等内の親族

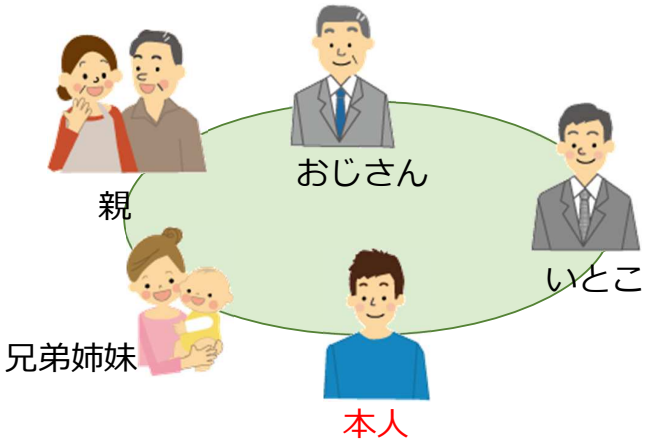

（後見開始の審判）
第七条　精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者については、家庭裁判所は、本人、配偶者、四親等内の親族、未成年後見人、未成年後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人、補助監督人又は検察官の請求により、後見開始の審判をすることができる。

４親等内の親族の範囲

親族とは、
６親等内の血族
及び
３親等内の姻族をいう。
（民法第７２５条）

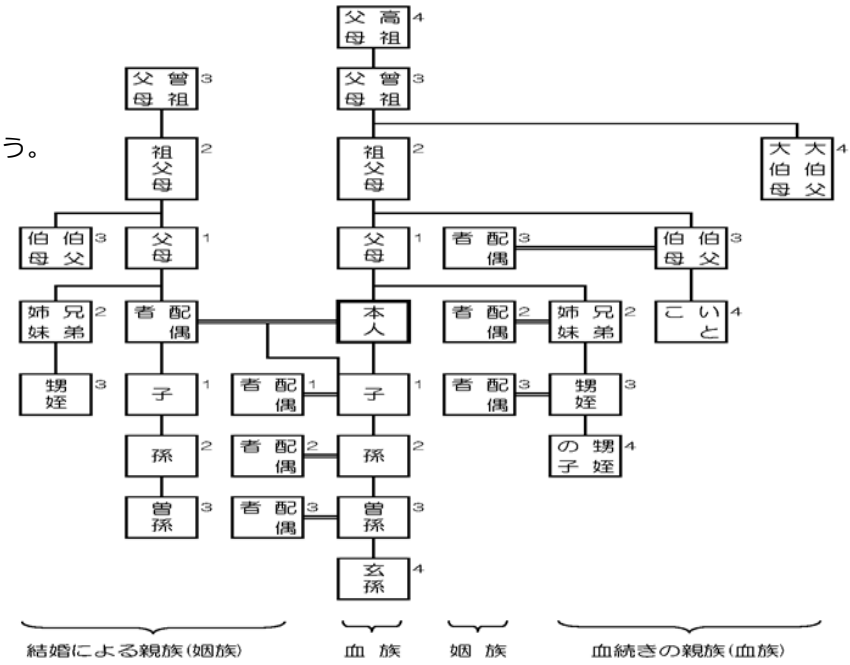

成年後見制度利用にかかる費用

	内容	金額	備考
①	申立てに要する費用	１万円から ２万円程度	申立てる内容などで変わる
②	申立て書類を司法書士などに依頼した場合	１０万円から ３０万円程度	自分で作成すれば不要
③	精神鑑定が必要な場合	５万円から １０万円程度	裁判所から鑑定を求められた場合。全体の１割程度
④	後見報酬	月額１万円から 2万円程度	管理財産が多ければその分増額されます。

①、③、④については、生活保護受給者など、低所得の方には、市町村が代わりに支払ってくれる制度（成年後見制度利用支援事業）があります。
申立てにかかる費用は、申立人が負担するのが原則。

成年後見人等の報酬額のめやす

【基本報酬】

月額２万円。ただし成年後見人が管理する財産が1,000万円を超え5,000万円以下の場合には、月額3万円～4万円、管理する財産額が5,000万円を超える場合には5万円～6万円。

【付加報酬】

身上監護等に特別な困難があった場合には、基本報酬額の50%の範囲内で相当額の報酬を付与する。また、成年後見人が特別な事務を行った場合には、相当額の報酬を付加することがある。

（平成25年1月1日付け東京家庭裁判所、東京家庭裁判所立川支部より抜粋）

成年後見制度利用支援事業

- 申立費用の助成

  申立てに係る費用（切手、収入印紙、診断書料、鑑定費用）

- 成年後見人等報酬の助成
  - 生活保護世帯等助成を受けなければ成年後見制度の利用が困難な者
  - 上限額
    - 施設、病院等に入所しているもの　１８，０００円／月
    - その他（在宅）　２８，０００円／月

市町村事業（国補助事業）であるため、市町村によって事業内容が異なります。岩倉市は、市長申立以外の場合（親族申立ての場合）は助成されないので、注意。

成年後見人等になる者

親族後見から
第三者後見にシフト

①親族（全体の22%）
②司法書士、弁護士、社会福祉士など専門職
③法人受任
④市民後見人

①の場合、「親族後見」といいい、②から④をまとめて「第三者後見」といいます。

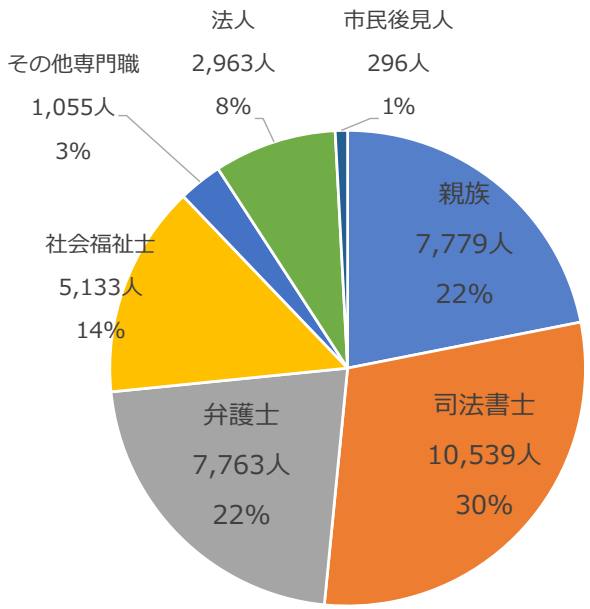

出所：成年後見関係事件の概況（平成３１年１月～令和元年１２月）最高裁判所

後見人等の構成割合

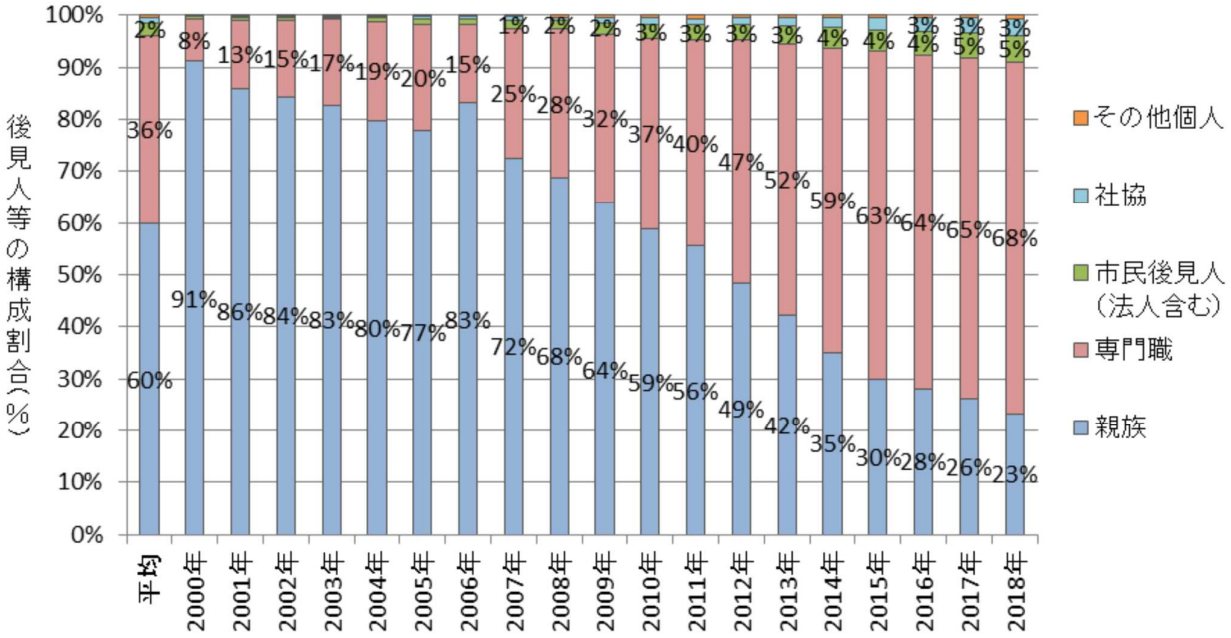

https://kouken-pj.org/about/current-status/

成年後見人等の不正・被害額

不正件数、被害総額は、２０１４年の８３１件、約５６億７千万円をピークに減少傾向。大半は、親族後見人による不正。

行政書士や司法書士、弁護士といった「専門職後見人」による不正もあり。

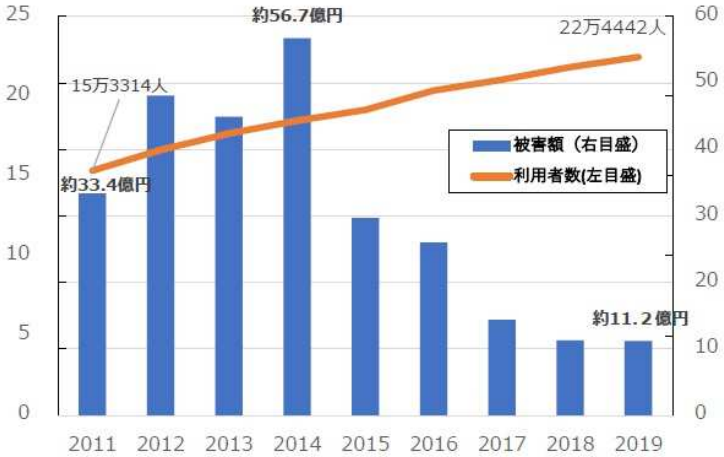

出所：最高裁判所 https://www.courts.go.jp/toukei_siryou/siryo/vcmsFolder_974/vcms_974.html　掲載資料 https://www.courts.go.jp/vc-files/courts/2020/20200312koukennintouniyorufuseijirei.pdf（事務総局家庭局実情調査）を加工

後見制度支援信託

① 後見制度支援信託は、本人が日常生活で使用する分を除いた金銭を、信託銀行等に信託することで、後見人による本人の財産の横領を防ぐ制度です。
② これにより、信託財産を払い戻したり、信託契約を解約したりするには、家庭裁判所の指示書が必要になり、後見人が勝手に払い戻しや解約をすることができなくなります。

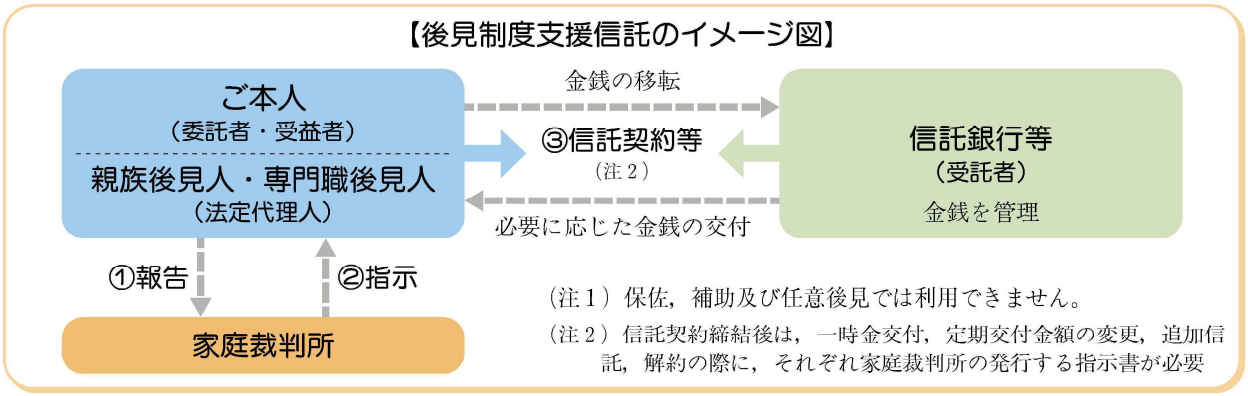

後見制度支援預金という制度もあります。

成年後見人等の選任等について

1. 誰を成年後見人等にするかは、家庭裁判所が職権で決める。
2. 申立ての際に、候補者を記載することができる
   ・記載しなかった場合、専門職団体の推薦となる
3. 一度就任すると、正当な理由がないと辞任できない。
4. 複数後見も可能
   - たとえば、財産管理は法律家、身上監護は社会福祉士
   - 後から追加で選任することもできる。
5. 権利擁護支援センターなど、法人が受任する法人後見もできる。

成年後見人（担い手）のちがい

担い手	ふさわしい事案	
親族	円満な関係，日常的支援，本人の意思が分かる（？）	・後見人の利益と衝突する場合がある ・他人性の認識を欠く場合がある（H22　10か月で18億円以上が着服→後見制度支援信託の導入）
弁護士	親族間対立，虐待，法的紛争，財産複雑など法律専門家としての対応が必要	紛争解決が主で，きめ細かな身上監護の対応は困難
司法書士	財産多額，法的手続きなど法律職としての対応が必要	財産管理が主であり，きめ細かな身上監護は難しい
社会福祉士	身上監護面で困難を抱えるなど福祉専門家としての対応が必要	別に仕事を持っている人が多い
法人	自然人では困難，継続性，安全な財産管理	具体的対応者の資質が担保されているか
市民	紛争性や親族対応がなく，高額な財産管理もない，本人に寄り添う支援，きめ細かな身上監護	養成研修，登録，受任調整，センター（専門職関与）による活動支援がある

出所：尾張東部成年後見センター第2期市民後見人養成研修説明会　井上計雄弁護士の説明資料

成年後見人等の役割

ひとり暮らしの認知症高齢者をイメージ
（本人の意向を確認し、支援者側だけで特養など、施設に入ってもらうことを目標にしないで）住み慣れた家で暮らしたいという願いをかなえる方向で検討する。

さまざまな関係の人の支えが必要

成年後見人は、支援者とともに本人の暮らしを支える仕組みをつくる

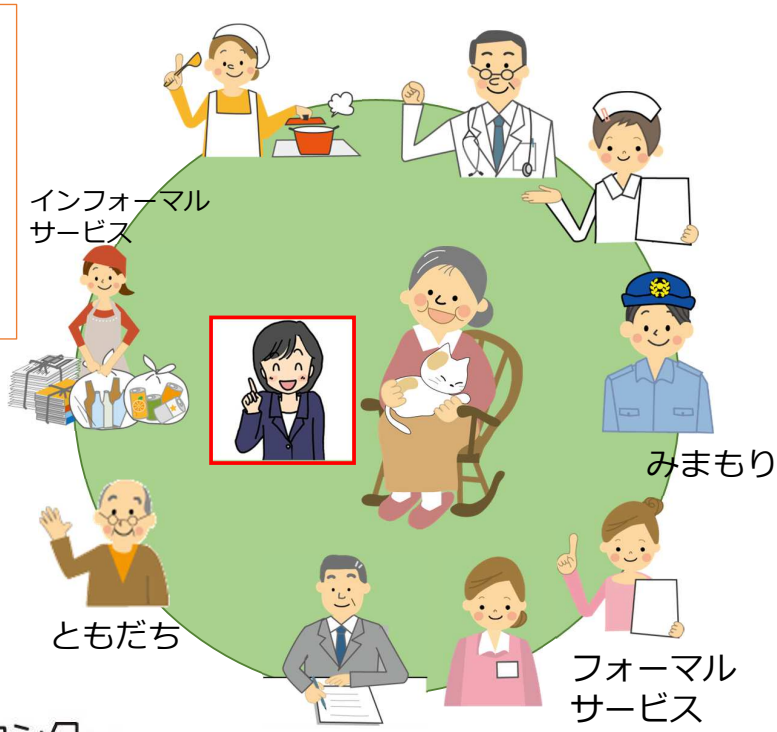

連絡先

特定非営利活動法人尾張北部権利擁護支援センター

電　　話　０５６８－７４－５８８８
ファックス　０５６８－７４－５８５５
メール　mail@owarihokubu-kenriyougo.net
ホームページ　https://owarihokubu-kenriyougo.net

４８５－００４１　愛知県小牧市小牧五丁目４０７番地
ふれあいセンター２階